

定期点検結果（平成28年度）

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく点検等について、平成28年度の定期点検結果を取りまとめました。

（1）対象施設と点検区分

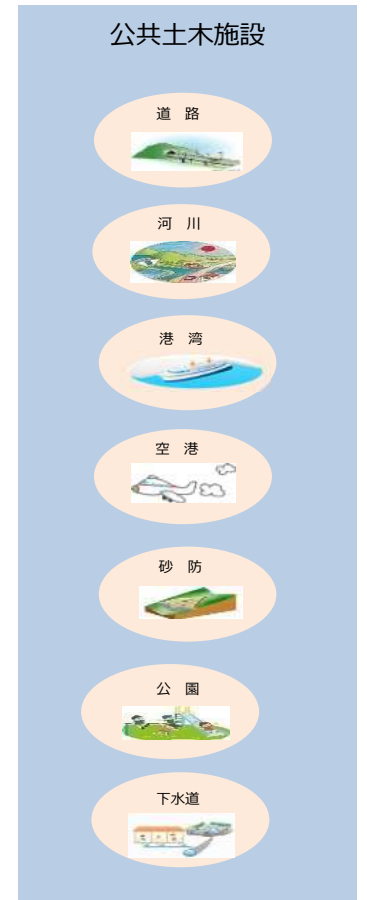
島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく対象施設と点検頻度は下表のとおりです。

表1. 対象施設と点検区分

分野名	施設名	点検頻度	
道路	橋梁	5年に1回	
	トンネル	5年に1回	
	シェッド※1	5年に1回	
	大型カルバート※2	5年に1回	
	附属物（標識、照明等）	門型標識	5年に1回
		上記以外	10年に1回
	法面等構造物（緊急輸送道路）	要対策箇所：5年に1回 それ以外：10年に1回	
	舗装	5年に1回	
河川	河川管理施設（水門、樋門、排水機場）	1年に1回	
	ダム（土木構造物、電気通信施設、機械設備）	1年に1回	
港湾	岸壁、物揚場等	5年に1回	
空港	滑走路、灯火・電気設備	滑走路：3年に1回 灯火、電気設備：1年に1回	
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜	砂防ダム：3年に1回 地すべり：2年に1回 急傾斜：2年に1回	
都市公園	都市公園施設（土木構造物、遊具等）	土木構造物：1年に1回 遊具：1年に2回	
下水道	下水処理場	5年に1回	
	下水管渠	4年に1回	

※1 シェッドとは、雪崩や落石、土砂崩れから道路等を守るために作られた洞門

※2 大型カルバートとは、箱型のコンクリート製の構造物で中に2車線以上の道路を有するもの

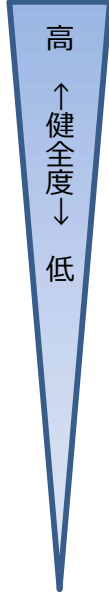


定期点検結果（平成28年度）

（1）対象施設と点検区分

各施設の健全度は次の4段階区分を基本とします。

表2. 健全度区分表



区 分		状 態	措 置
I	健全	損傷がないか、あっても軽微で、構造物の機能に支障が生じていない状態	対策不要
II	予防保全措置	損傷等はあるが、構造物の機能に支障が生じていないため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全の必要がある施設は対策を必要とする。 それ以外は、点検により監視。
III	早期措置段階	損傷等があり、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、早期に措置を講ずべき状態	施設の状態や使用状況等により計画的に対策を実施。
IV	緊急措置段階	損傷等が著しく、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	施設の状態により、安全の確保を最優先とし、使用規制等を講じた後、速やかに対策を実施。

定期点検結果（平成28年度）

（2）点検結果

平成28年度の点検結果は次のとおりです。なお、点検は平成27年度を初年度とします。

①点検結果

表3．平成28年度点検結果一覧

分野	施設名	単位	① 管理施設数 (H28年3月)	② H27年度 点検箇所数	③ H28年度 点検箇所数	④H28年度までの点検状況 ^{※1}		健全度区分ごとの内訳			
						⑤点検数 ^{※2} (②+③ or ①)	⑥点検率 (⑤/①) %	I	II	III	IV
道路	橋梁 ^{※4}	橋	2,672	387	913	1,300	49	556	274	83	0
	トンネル	本	191	5	29	34	18	0	19	10	0
	シェッド	基	48	20	0	20	42	0	0	0	0
	大型カルバート	基	8	0	8	8	100	4	2	2	0
	附属物（門型標識等）	基	36	0	7	7	19	6	0	1	0
	附属物（上記以外）	基	24,758	0	0	0	0	0	0	0	0
	のり面等構造物	箇所	5,742 ^{※3}	1,478	1,438	2,916	51	1,096	294	48	0
	舗装	km	3,065	609	627	1,236	40	481	91	55	0
河川	河川管理施設	基	219	219	220	219	100	20	57	124	19
	ダム	設備	356	356	356	356	100	143	192	21	0
港湾	港湾施設	施設	525	14	12	26	5	0	12	0	0
空港	空港施設	施設	26	12	11	11	42	3	5	3	0
砂防	砂防施設	施設	2,861	1,650	1,435	2,861	100	1,038	349	48	0
都市公園	公園施設	施設	698	698	698	698	100	354	275	63	6
下水道	処理場	施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	管渠（管渠）	km	74.7	0.0	14.6	14.6	20	0	10.6	4.0	0

※1：④H28年度までの点検状況は、H27年度を初年度として点検の進捗を⑥点検率で表記

※2：⑤点検数は、点検頻度が2年以上の施設についてH28年度までの累計、点検頻度が1年に1回以上は管理施設数とした

※3：緊急輸送道路の切土部における管理施設数（H28年3月時点）

※4：橋梁には横断歩道橋を含む

定期点検結果（平成28年度）

（2）点検結果

②健全度Ⅳリスト

緊急措置段階の健全度区分Ⅳは、損傷状況により使用規制などの安全確保を行うとともに、速やかに対策を講じます。
なお、健全度区分Ⅳの箇所は次のとおりです。

表4. 健全度判定Ⅳ区分箇所の一覧

平成29年4月時点

整理番号	分野	施設名	道川港等名	健全度Ⅳ箇所名	損傷の内容	緊急措置又は措置状況	所在地
1	河川	河川管理施設	四十間堀川	末次排水機場	真空ポンプのドレン配管腐食	措置済	松江市
2	河川	河川管理施設	三刀屋川	滝谷川第3樋門	扉体・戸当り干渉	H29年度措置	雲南市
3	河川	河川管理施設	赤川	久保内堤樋門	開閉機不具合	H29年度措置	雲南市
4	河川	河川管理施設	赤川	内原川吐出樋門	開閉機不具合	H29年度措置	雲南市
5	河川	河川管理施設	赤川	神田樋門（内堤）	開閉機不具合（予備ゲート）	H30年度措置	雲南市
6	河川	河川管理施設	鳴滝川	菅代第2樋門	扉体腐食	H29年度措置	雲南市
7	河川	河川管理施設	静間川	野田樋門	全般：発錆・腐食	H29年度措置	大田市
8	河川	河川管理施設	静間川	稲用2号樋門	扉体の全面発錆	措置済	大田市
9	河川	河川管理施設	静間川	稲用1号樋門	扉体の腐食、穴空き	措置済	大田市
10	河川	河川管理施設	三瓶川	加土樋門	開閉装置操作不能	措置済	大田市
11	河川	河川管理施設	三瓶川	南の宮下樋門	全般：発錆・腐食、全閉不可	H29年度措置	大田市
12	河川	河川管理施設	三瓶川	中島1号樋門	開閉装置操作不能	措置済	大田市
13	河川	河川管理施設	三瓶川	長久2号樋門	扉体の全面発錆	H29年度措置	大田市
14	河川	河川管理施設	天河内川	天河内川樋門	開閉機不具合	H29年度措置	大田市
15	河川	河川管理施設	福光川	湊川樋門	開閉機不具合	H29年度措置	大田市
16	河川	河川管理施設	白上川	登橋樋門	扉体腐食	措置済	益田市
17	河川	河川管理施設	角井川	小俣賀口樋門	戸当り及び開閉機不具合	措置済	益田市
18	河川	河川管理施設	益田川	昭和第2予備樋門	戸当り及び開閉機不具合	措置済	益田市
19	河川	河川管理施設	中村川	中村樋門	扉体主桁及び戸当り腐食	措置済	隠岐の島町
20	都市公園	公園	県立石見海浜公園	休憩所（Aゾーン）	屋根破損	立入禁止措置済	浜田市
21	都市公園	公園	県立石見海浜公園	焼却炉（Aゾーン）	ダイオキシン発生	使用禁止措置済	浜田市
22	都市公園	公園	県立石見海浜公園	屋外照明A13	支柱及び灯具の腐食	灯具撤去済	浜田市
23	都市公園	公園	県立石見海浜公園	転落防止柵（Aゾーン）	腐食による倒壊	撤去、立入禁止措置、看板設置	浜田市
24	都市公園	公園	県立石見海浜公園	ベンチ（Fゾーン）	腐食による破損	使用禁止措置	江津市
25	都市公園	公園	県立石見海浜公園	焼却炉2（Bゾーン）	焼却炉からダイオキシンが発生	使用禁止	浜田市